

(参考 1 1) 水質汚濁に係る環境基準

1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / L 以下
六価クロム	0.05mg / L 以下
砒素	0.01mg / L 以下
総水銀	0.0005mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / L 以下
四塩化炭素	0.002mg / L 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg / L 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg / L 以下
シス - 1, 2 ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1mg / L 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg / L 以下
チウラム	0.006mg / L 以下
シマジン	0.003mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02mg / L 以下
ベンゼン	0.01mg / L 以下
セレン	0.01mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下
ふっ素	0.8mg / L 以下
ほう素	1mg / L 以下

- (備考) 1. 全シアンを除き環境基準値は年間平均値とする。
全シアンに係る環境基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の環境基準は適用しない。

2) 生活項目の保全に関する環境基準

1 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l	7.5mg/l以下	50MPN/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以下	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(注)

1. 自然環境保全：自然深勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等に伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2 海域 ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水道1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	-	-

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然深勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
	水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとする。

(注)

1. 自然環境保全：自然深勝等の環境保全
2. 水産1種：底種魚類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2・3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	-

(注)

1. 自然環境保全：自然深勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等伴う高度の浄化操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等の富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く）水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

1. 自然環境保全：自然深勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等に伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

注：上記は平成14年度末現在のもの。平成15年11月5日付告示改正により、水生生物に係る環境基準が追加されている。

3) 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/l以下
クオルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	-

本公表資料は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/> に掲載されます。